

平成28年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第190回国会(常会)提出

平成28年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
第一 通常収支分	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	7
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	7
(二) 歳入の概要	8
1 地 方 税	8
2 地 方 譲 与 税	23
3 地 方 特 例 交 付 金	23
4 地 方 交 付 税	24
5 国 庫 支 出 金	25
6 地 方 債	26
7 使用料及び手数料	29
8 雑 収 入	29
9 復旧・復興事業一般財源充当分	29
10 全国防災事業一般財源充当分	29
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	30
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	30
(二) 歳出の概要	34
1 給 与 関 係 経 費	34
2 一 般 行 政 経 費	35
3 地域経済基盤強化・雇用等対策費	38
4 公 債 費	38
5 維 持 補 修 費	39
6 投 資 的 経 費	39
7 公 営 企 業 繰 出 金	44
8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	45
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	45

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）	51
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	51
(二) 歳入の概要	51
1 震災復興特別交付税	51
2 一般財源充当分	52
3 国庫支出金	52
4 地方債	53
5 雑収入	54

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）	55
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	55
(二) 歳出の概要	56
1 給与関係経費	56
2 一般行政経費	56
3 公債費	57
4 投資的経費	58
5 公営企業繰出金	59
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	59

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）	63
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	63
(二) 歳入の概要	63
1 地方税	63
2 一般財源充当分	64
3 雑収入	64
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）	65
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	65
(二) 歳出の概要	66
公債費	66

策 定 方 針

平成 28 年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方創生や地方の重点課題に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画」に沿って、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 28 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、平成 28 年度地方税制改正では、経済の好循環を確実なものとするため、成長志向の法人税改革の一環として法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大等のための税制上の措置を講ずることとしている。また、地方創生の推進等を図るため地方法人課税の偏在是正に向けた措置等を講ずるとともに、消費税率（国・地方）10%引上げ時の平成 29 年 4 月に自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入するなど車体課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

① 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成 26 年度に講じた平成 28 年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② これに基づき、平成 28 年度の財源不足見込額 5 兆 6,063 億円については、次により補填する。

ア. 地方交付税については、国の一般会計加算により 8,283 億円（うち地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 3,436 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項(2)及び平成 27 年 1 月 12 日付け総務・財務両大臣覚書第 7 項に定める平成 28 年度における「乖離是正分加算額」2,100 億円並びに臨時財政対策特例加算額 2,747 億円）増額する。

また、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 2,000 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

イ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を 3 兆 7,880 億円発行する。

ウ. 建設地方債（財源対策債）を 7,900 億円増発する。

③ 上記の結果、平成 28 年度の地方交付税については、16 兆 7,003 億円（前年度比 546 億円、0.3%減）を確保する。

④ 交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第 4 条第 1 項に基づき、4,000 億円の償還を実施する。

(3) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、11兆2,082億円（普通会計分8兆8,607億円、公営企業会計等分2兆3,475億円）とする。

(4) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

① 地方の重点課題に取り組むために必要な経費として、一般行政経費に新たに「重点課題対応分」を2,500億円計上することとしている。

② 平成27年度に創設した「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円（前年度同額）計上することとしている。

③ 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等総合管理計画の策定団体数が増加していることなどを踏まえ、「公共施設等最適化事業費」を2,000億円（前年度比1,000億円増）に増額し、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を5,000億円（前年度同額）確保することとし、全体で前年度に比し3.0%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

④ 消費税・地方消費税の引上げによる増収分等を活用した社会保障の充実として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

⑤ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

⑥ 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

⑦ 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(5) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

(6) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,802億円を確保する。また、一般財源充当分として79億円を計上する。

② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、380億円（普通会計分331億円、公営企業会計等分49億円）とする。

③ 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆7,799億円を計上する。

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額として720億円を計上するとともに、一般財源充当分として589億円を計上する。

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は85兆7,593億円であり、前年度に比し、4,883億円（0.6%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額		増 減 率	
			(A)－(B)	(%)	(%)	(%)
I 地 方 税	387,022	374,919	12,103		3.2	
II 地 方 譲 与 税	24,322	26,854	△ 2,532	△	9.4	
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,578	2,663	△ 85	△	3.2	
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	93	100	△ 7	△	7.0	
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,626	2,585	41		1.6	
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	149	147	2		1.4	
5 特 別 と ん 譲 与 税	125	125	0		0.0	
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	18,751	21,234	△ 2,483	△	11.7	
III 地 方 特 例 交 付 金	1,233	1,189	44		3.7	
IV 地 方 交 付 税	167,003	167,548	△ 546	△	0.3	
V 国 庫 支 出 金	132,184	130,733	1,451		1.1	
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,271	15,284	△ 13	△	0.1	
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	87,900	86,471	1,429		1.7	
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	14,726	14,866	△ 140	△	0.9	
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	13,671	13,455	216		1.6	
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	700	702	△ 2	△	0.3	
(エ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,155	1,092	63		5.8	
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	12,246	11,823	423		3.6	
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	14,155	14,177	△ 22	△	0.2	
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,583	3,723	△ 140	△	3.8	
(ク) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 費 負 担 金	6,428	5,930	498		8.4	
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	21,236	20,703	533		2.6	
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,343	26,271	72		0.3	
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	25,922	25,860	62		0.2	
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	421	411	10		2.4	
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	283	275	8		2.9	
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	72	70	2		2.9	
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	642	672	△ 30	△	4.5	
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,258	1,274	△ 16	△	1.3	
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	360	360	0		0.0	
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	55	56	△ 1	△	1.8	
VI 地 方 債	88,607	95,009	△ 6,402	△	6.7	
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	16,247	16,044	203		1.3	
VIII 雑 収 入	41,643	40,689	954		2.3	
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 79	-	△ 79		-	
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 589	△ 275	△ 314		114.2	
歳 入 合 計	857,593	852,710	4,883		0.6	

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	平成28年度		平成27年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	387,022	45.1	374,919	44.0
2 地 方 譲 与 税	24,322	2.8	26,854	3.2
3 地 方 特 例 交 付 金	1,233	0.1	1,189	0.1
4 地 方 交 付 税	167,003	19.5	167,548	19.6
5 国 庫 支 出 金	132,184	15.4	130,733	15.3
6 地 方 債	88,607	10.3	95,009	11.1
7 使 用 料 及 び 手 数 料	16,247	1.9	16,044	1.9
8 雑 収 入	41,643	4.9	40,689	4.8
歳 入 合 計	858,261	100.0	852,985	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税18兆424億円、市町村税20兆6,598億円、合わせて38兆7,022億円であり、前年度に比し、道府県税は1兆407億円(6.1%)増加、市町村税は1,696億円(0.8%)増加、合わせて1兆2,103億円(3.2%)増加している。地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	平成27年 度当初見 込額 (A)	平成28年度				比 較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成27年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道府県税							
I 普通税							
1 道府県民税	57,073	63,185	58,845	5	58,850	1,777	103.1
ア 個人均等割	608	686	612	-	612	4	100.7
イ 所得割	46,230	50,962	46,765	-	46,765	535	101.2
ウ 法人均等割	1,352	1,401	1,382	-	1,382	30	102.2
エ 法人税割	5,726	4,743	4,693	5	4,698	△ 1,028	82.0
オ 利子割	1,114	901	901	-	901	△ 213	80.9
カ 配当割	1,340	2,595	2,595	-	2,595	1,255	193.7
キ 株式等譲渡所得割	703	1,897	1,897	-	1,897	1,194	269.8

税 目	平成27年 度当初見 込額 (A)	平 成 28 年 度				比 較			
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	平成27年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)		
2 事業税	36,042	42,039	41,835	31	41,866	5,824	116.2		
ア 個人	1,887	2,081	1,991	-	1,991	104	105.5		
イ 法人	34,155	39,958	39,844	31	39,875	5,720	116.7		
3 地方消費税	45,568	48,540	48,540	△	11	48,529	2,961	106.5	
ア 譲渡割	31,940	34,550	34,550	△	11	34,539	2,599	108.1	
イ 貨物割	13,628	13,990	13,990	-	-	13,990	362	102.7	
4 不動産取得税	3,531	4,008	3,670	△	1	3,669	138	103.9	
5 道府県たばこ税	1,472	1,499	1,499	-	-	1,499	27	101.8	
6 ゴルフ場利用税	465	457	455	-	-	455	△	10	97.8
7 自動車取得税	1,096	1,075	1,075	-	-	1,075	△	21	98.1
8 軽油引取税	9,383	9,402	9,245	-	-	9,245	△	138	98.5
9 自動車税	15,397	15,626	15,248	-	-	15,248	△	149	99.0
10 鉱区税	3	3	3	-	-	3	0	100.0	
11 固定資産税(特例分等)	16	22	22	-	-	22	6	137.5	
道府県普通税計	170,046	185,856	180,437	24	180,461	10,415	106.1		
II 目的税									
1 狩猟税	10	9	9	-	-	9	△	1	90.0
道府県目的税計	10	9	9	-	-	9	△	1	90.0
III 道府県税小計	170,056	185,865	180,446	24	180,470	10,414	106.1		
IV 東日本大震災による減免等	△ 39	△ 46	△ 46	-	△ 46	△ 7	117.9		
V 道府県税計	170,017	185,819	180,400	24	180,424	10,407	106.1		
B 市町村税									
I 普通税									
1 市町村民税	90,770	97,123	90,593	16	90,609	△	161	99.8	
ア 個人均等割	1,817	2,009	1,827	-	1,827	10	100.6		
イ 所得割	69,214	75,956	69,951	-	69,951	737	101.1		
ウ 法人均等割	3,905	4,120	4,006	-	4,006	101	102.6		
エ 法人税割	15,834	15,038	14,809	16	14,825	△	1,009	93.6	
2 固定資産税	87,079	93,332	88,130	26	88,156	1,077	101.2		
ア 土地	33,596	35,658	33,710	11	33,721	125	100.4		
イ 家屋	36,576	39,912	37,436	14	37,450	874	102.4		
ウ 償却資産	16,000	16,863	16,085	1	16,086	86	100.5		
エ 交付金	907	899	899	-	899	△	8	99.1	
3 軽自動車税	1,999	2,695	2,442	-	2,442	443	122.2		
4 市町村たばこ税	9,007	9,171	9,171	-	9,171	164	101.8		
5 鉱産税	20	20	20	-	20	0	100.0		
6 特別土地保有税	6	-	8	-	8	2	133.3		
市町村普通税計	188,881	202,341	190,364	42	190,406	1,525	100.8		

税目	平成27年 度当初見 込額 (A)	平成28年度				改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	比較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	平成27年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
II 目的税								
1 入湯税	226	229	220	-	220	△	6	97.3
2 事業所税	3,609	3,639	3,612	-	3,612		3	100.1
3 都市計画税	12,322	13,151	12,488	4	12,492		170	101.4
4 水利地益税等	0	0	0	-	0		0	-
市町村目的税計	16,157	17,019	16,320	4	16,324		167	101.0
III 市町村税小計	205,038	219,360	206,684	46	206,730		1,692	100.8
IV 東日本大震災による減免等	△ 136	△ 132	△ 132	-	△ 132		4	97.1
V 市町村税計	204,902	219,228	206,552	46	206,598		1,696	100.8

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区分	平成27年 度当初見 込額 (A)	平成28年度				改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	比較	
		現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	平成27年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)			
道府県税	144,019	150,681	29	150,710	6,691	104.6		
市町村税	230,900	236,271	41	236,312	5,412	102.3		
合計	374,919	386,952	70	387,022	12,103	103.2		

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は38兆7,742億円である。

附 表 平成28年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
1 不動産取得税	△ 1		△ 1
市街地再開発事業における権利変換において従前資産に対応して与えられる権利床等を取得した場合の課税標準の特例の拡充	△ 1		△ 1
2 固定資産税		26	26
(1) 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		25	25
(2) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		1	1
3 都市計画税		4	4
日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		4	4
合 計	△ 1	30	29
国の税制改正に伴うもの	25	16	41
法人住民税	5	16	21
法人事業税	31		31
地方消費税	△ 11		△ 11
再 計	24	46	70

(注) 上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の増収見込額は、初年度22億円と見込まれる。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率				
道	普	個 人	個 人				
		1 均等割 (平成28年度課税見込人員61,011千人)	1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額〕				
府	府	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成28年度課税標準見込額1,218,859 億円)	2 所得割 (イ) <table border="1" data-bbox="970 589 1388 712"> <tr> <td></td> <td>標準税率</td> </tr> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の4</td> </tr> </table>		標準税率	課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の4
			標準税率				
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の4						
通	県	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る配当所得、土地建物等の譲渡 に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所 得等及び先物取引に係る雑所得等につ いては、他の所得と区分した上場株式 等に係る課税配当所得の金額、課税 長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得 金額、株式等に係る課税譲渡所得等の 金額又は先物取引に係る課税雑所得 等の金額	(ロ) ・申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得の金額 100分の2 ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 ただし、 〔長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るものの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡(一定の居住用財産に 係る買換え(交換)の特例の適用 を受けるものを除く。)に係るも のである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金 額から6,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額〕 ・課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 ただし、 〔国又は地方公共団体等に対す る土地等の譲渡に係る短期譲渡 所得の場合 100分の2〕				
		(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区 分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4				
民	税	3 配当割 一定の上場株式等の配当等(特定配当 等)の金額 (平成28年度課税標準見込額51,894億円)	3 配当割 一定税率 100分の5				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 普 民 税	道 府 県 普 民 税	4 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額(特定株式等譲渡所得金額) (平成28年度課税標準見込額37,933億円)	4 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の5
		法人 1 均等割 (平成28年度納税義務者見込数3,065千人)	法人 1 均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円 (ロ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円 (ハ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (ホ) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。
道 府 県 普 民 税	道 府 県 普 民 税	2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	2 法人税割 標準税率 100分の3.2 制限税率 100分の4.2
		利子等に係る分離課税分(利子割) (平成28年度課税標準見込額18,013億円)	一定税率 100分の5
道 府 県 普 民 税	道 府 県 普 民 税	法人 1 2に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金1億円超の普通法人 付加価値額(各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額(収益配分額)と各事業年度の単年度損益との合計額)、資本金等の額(各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額)並びに所得 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。	法人 標準税率 1 2に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値割 100分の1.2 資本割 100分の0.5 所得割 年400万円以下 100分の0.3 年400万円超800万円以下 100分の0.5 年800万円超 100分の0.7 3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 100分の0.7
		(2) 資本金1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得	(2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.4 年400万円超 100分の4.6 〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.5〕 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.6 〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.5〕

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
道 府 通 県 税	普 通 税	事業 業 収入金額 2 電気供給業、ガス供給業及び保険業 個人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得） 事業主控除 年290万円	② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.4 年400万円超800万円以下 100分の5.1 年800万円超 100分の6.7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の6.7 2 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 収入割 100分の0.9 制限税率 標準税率の1.2倍 ただし、1(1)の所得割については標準税率の2.0倍 個人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業（4に掲げるものを除く。）を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍	
			1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	1 譲渡割 一定税率 63分の17 2 貨物割 一定税率 63分の17
			取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍（200㎡限度）の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3
	道たばこ 府こ 県税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 動 車 税	ご利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
		自動車取得税	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の2 上記以外の自動車 100分の3
		軽引取油税	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円
		自動車の台数	標準税率 1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 7,500円 1 リットル超 8,500円 1.5リットル以下 9,500円 1.5リットル超 13,800円 2 リットル以下 15,700円 2 リットル超 17,900円 2.5リットル以下 20,500円 2.5リットル超 23,600円 3 リットル以下 27,200円 3 リットル超 40,700円 3.5リットル以下 29,500円 3.5リットル超 34,500円 4 リットル以下 39,500円 4 リットル超 45,000円 4.5リットル以下 51,000円 4.5リットル超 58,000円 5 リットル以下 66,500円 5 リットル超 76,500円 5.5リットル以下 88,000円 5.5リットル超 111,000円 自家用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 29,500円 1 リットル超 34,500円 1.5リットル以下 39,500円 1.5リットル超 45,000円 2 リットル以下 51,000円 2 リットル超 58,000円 2.5リットル以下 66,500円 2.5リットル超 76,500円 3 リットル以下 88,000円 3 リットル超 111,000円 3.5リットル以下 111,000円 3.5リットル超 111,000円 4 リットル以下 111,000円 4 リットル超 111,000円 4.5リットル以下 111,000円 4.5リットル超 111,000円 5 リットル以下 111,000円 5 リットル超 111,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	2 トラック(三輪の小型自動車を除く。)
			営業用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)
府	通	動	最大積載量 税額(年額)
			1トン以下 6,500円
県	車	税	1トン超2トン以下 9,000円
			2トン超3トン以下 12,000円
税	税	税	3トン超4トン以下 15,000円
			4トン超5トン以下 18,500円
税	税	税	5トン超6トン以下 22,000円
			6トン超7トン以下 25,500円
税	税	税	7トン超8トン以下 29,500円
			8トン超 29,500円
税	税	税	に8トンを超える部分1トンまで
			ごとに4,700円を加算した額
税	税	税	自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)
			最大積載量 税額(年額)
税	税	税	1トン以下 8,000円
			1トン超2トン以下 11,500円
税	税	税	2トン超3トン以下 16,000円
			3トン超4トン以下 20,500円
税	税	税	4トン超5トン以下 25,500円
			5トン超6トン以下 30,000円
税	税	税	6トン超7トン以下 35,000円
			7トン超8トン以下 40,500円
税	税	税	8トン超 40,500円
			に8トンを超える部分1トンまで
税	税	税	ごとに6,300円を加算した額
			けん引自動車
税	税	税	営業用
			小型自動車 年額 7,500円
税	税	税	普通自動車 年額15,100円
			自家用
税	税	税	小型自動車 年額10,200円
			普通自動車 年額20,600円
税	税	税	被けん引自動車
			営業用
税	税	税	小型自動車 年額 3,900円
			普通自動車で8トン以下のもの
税	税	税	年額 7,500円
			普通自動車で8トン超のもの
税	税	税	7,500円に8トンを超える部分1トンまで
			ごとに3,800円を加算した額(年額)
税	税	税	自家用
			小型自動車 年額 5,300円
税	税	税	普通自動車で8トン以下のもの
			年額10,200円
税	税	税	普通自動車で8トン超のもの
			10,200円に8トンを超える部分1トンまで
税	税	税	ごとに5,100円を加算した額(年額)
			※ トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額
税	税	税	に次の区分に応じた額を加算した額。
			営業用
税	税	税	総排気量 加算額
			1 リットル以下 3,700円
税	税	税	1 リットル超
			1.5リットル以下 4,700円
税	税	税	1.5リットル超 6,300円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通 税	自 動 車 税	自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 8,000円 3 バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの） 乗車定員 税額（年額） 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額（年額） 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額（年額） 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			鉦区の面積、砂鉦区の延長又は面積 一定税率 1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉦区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区にあつては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
	固定資産税 (特例分等)	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率 100分の1.4

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	目	狩猟者の登録	一定税率
			<ul style="list-style-type: none"> 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする <ul style="list-style-type: none"> ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3 7 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 ③ 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率
府	的	税	
県	税		
税			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
市	普	個 人	個 人		
		1 均等割 (平成28年度課税見込人員61,011千人) 2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保険 料控除額、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料控 除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控 除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、 配偶者特別控除額、扶養控除額及び基 礎控除額を控除した金額) (平成28年度課税標準見込額1,235,491 億円) (ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る配当所得、土地建物等の譲渡 に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所 得等及び先物取引に係る雑所得等につ いては、他の所得と区分した上場株 式等に係る課税配当所得の金額、課税 長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得 金額、株式等に係る課税譲渡所得等の 金額又は先物取引に係る課税雑所得 等の金額	1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額3,500円 [本則税率 年額 3,000 円に 年額 500 円を加算した額] 2 所得割 (イ) <table border="1" data-bbox="965 539 1380 663"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額</td> <td>100分の6</td> </tr> </tbody> </table> (ロ)・申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得の金額 100分の3 ・課税長期譲渡所得金額 100分の3 [ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るものの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の3に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡(一定の居住用財産に 係る買換え(交換)の特例の適 用を受けるものを除く。)に係る ものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.4 6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得 金額から6,000万円を控除し た金額の100分の3に相当す る金額との合計額] ・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 [ただし、 国又は地方公共団体等に対す る土地等の譲渡に係る短期譲渡 所得の場合 100分の3] ・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得 等の金額 100分の3 [ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡 所得等の場合 100分の1.8(平成26年度分まで) 100分の3(平成27年度分から)] ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税 退職所得金額又は課 税山林所得金額	100分の6				
町	通	民			
村	税	税			

税 目			課 税 標 準 額 等	税	率
市	普	市	法 人 1 均等割 (平成28年度納税義務者見込数3,577千人)	法 人	
				1 均等割 標準税率	
町	通	村		(イ) 資本金等の額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下であ る法人	年額 50,000円
				(ロ) 資本金等の額 が1千万円以下 であって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人	年額 120,000円
村	税	民		(ハ) 資本金等の額 が1千万円を超 え1億円以下で あって、かつ、市 町村内の事務所 等の従業者数が 50人以下の法人	年額 130,000円
				(ニ) 資本金等の額が 1千万円を超え1 億円以下であっ て、かつ、市町村 内の事務所等の従 業者数が50人を 超える法人	年額 150,000円
税	税			(ホ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人以下の法人	年額 160,000円
				(ヘ) 資本金等の額 が1億円を超え 10億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人	年額 400,000円
				(ト) 資本金等の額 が10億円を超え、 かつ、市町村内の 事務所等の従業 者数が50人以下 である法人	年額 410,000円
				(チ) 資本金等の額 が10億円を超え 50億円以下であ って、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人	年額 1,750,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市町村民税	(リ) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の9.7 制限税率 100分の12.1
		固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格(適正な時価。土地及び家屋については、3年ごとに評価替え) 標準税率 100分の1.4
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格(住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの) 一定率 100分の1.4
	町	通	軽自動車税
村	税	市たばこ村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数 一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,925円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
市	普通	鉱物の価格	標準税率 100分の1 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)	
	特別 有 土地 税	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	
町 村 税	目 的 税	入湯税	標準とする税率 1人1日につき150円	
		事業所税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額 一定税率 1平方メートルにつき 600円	
		都計 画 市 税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格	一定税率 100分の0.25 制限税率 100分の0.3
		水地 益 利 税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		共施 設 同 税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		宅開 発 地 税	宅地の面積	条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆4,322億円であり、前年度に比し、2,532億円（9.4%）減少している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)						
	平成27年度 当初見込額	平成28年度			比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法による収入 見込額	税制改正による増 減収見込額	改正法による収入 見込額 (B)+(C)	平成27年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A)		
(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)	(%)		
1 地方揮発油譲与税	2,663	2,578	-	2,578	△ 85	96.8	
2 石油ガス譲与税	100	93	-	93	△ 7	93.0	
3 自動車重量譲与税	2,585	2,626	-	2,626	41	101.6	
4 航空機燃料譲与税	147	149	-	149	2	101.4	
5 特別とん譲与税	125	125	-	125	0	100.0	
6 地方法人特別譲与税	21,234	18,729	22	18,751	△ 2,483	88.3	
合 計	26,854	24,300	22	24,322	△ 2,532	90.6	

(注) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は、1,233億円であり、前年度に比し、44億円（3.7%）増加している。

地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な額を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、16兆7,003億円であり、前年度に比し、546億円（0.3%）減少している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	(単位 百万円)						
	平成28年度 (A)	平成27年度			増減額		
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)	
所 得 税(a)	17,975,000	16,442,000	1,148,000	17,590,000	1,533,000	385,000	
法 人 税(b)	12,233,000	10,990,000	751,000	11,741,000	1,243,000	492,000	
酒 税(c)	1,359,000	1,308,000	-	1,308,000	51,000	51,000	
消 費 税(d)	17,185,000	17,112,000	-	17,112,000	73,000	73,000	
地 方 交 付 税(e)	15,157,775	15,416,869	1,265,066	16,681,935	△ 259,095	△ 1,524,161	
(1) (a)×33.1%	5,949,725	5,442,302	379,988	5,822,290	507,423	127,435	
(2) (b)×33.1%	4,049,123	3,637,690	248,581	3,886,271	411,433	162,852	
(3) (c)×50%	679,500	654,000	-	654,000	25,500	25,500	
(4) (d)×22.3%	3,832,255	3,815,976	-	3,815,976	16,279	16,279	
(5) 精算分等	△ 181,119	△ 248,631	636,497	387,866	67,512	△ 568,985	
(6) 法定加算等	553,600	432,600	-	432,600	121,000	121,000	
(7) 地方税収の 状況を踏ま えた別枠加 算	-	230,000	-	230,000	△ 230,000	△ 230,000	
(8) 臨時財政対 策特例加算 額	274,691	1,452,932	-	1,452,932	△ 1,178,241	△ 1,178,241	
地 方 法 人 税(f)	636,500	477,000	45,500	522,500	159,500	114,000	
地 方 法 人 税 過年度精算分 (g)	-	-	697	697	-	△ 697	
返 還 金(h)	1	8	-	8	△ 7	△ 7	
特別会計借入金償 還 (i)	△ 400,000	△ 300,000	-	△ 300,000	△ 100,000	△ 100,000	
借入金等利子充当 分 (j)	△ 158,400	△ 161,400	-	△ 161,400	3,000	3,000	
剰余金の活用(k)	-	100,000	-	100,000	△ 100,000	△ 100,000	
地方公共団体金融機 構の公庫債権金利変 動準備金の活用 (l)	200,000	300,000	-	300,000	△ 100,000	△ 100,000	
前年度からの繰越 金 (m)	1,264,411	922,363	-	922,363	342,048	342,048	
翌年度への繰越金 (n)	-	-	△ 1,264,411	△ 1,264,411	-	1,264,411	
合 計(e)～(n)	16,700,287	16,754,840	46,852	16,801,692	△ 54,553	△ 101,406	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、13兆2,184億円であり、前年度に比し、1,451億円(1.1%)増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

		(単位 百万円)		
区	分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (A) - (B)
1	普通補助負担金等	10,317,048	10,175,437	141,611
	(1) 義務教育職員給与費負担金	1,527,058	1,528,404	△ 1,346
	(2) その他普通補助負担金等	8,789,990	8,647,033	142,957
	(ア) 生活扶助費等負担金	1,472,621	1,486,559	△ 13,938
	(イ) 医療扶助費等負担金	1,367,103	1,345,462	21,641
	(ロ) 介護扶助費等負担金	70,006	70,165	△ 159
	(ハ) 児童保護費等負担金	115,522	109,178	6,344
	(ニ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,224,565	1,182,297	42,268
	(ホ) 児童手当等交付金	1,415,471	1,417,664	△ 2,193
	(ヘ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	358,280	372,261	△ 13,981
	(コ) 子どものための教育・保育給付費負担金	642,818	592,991	49,827
	(ク) その他の補助負担金等	2,123,604	2,070,456	53,148
2	公共事業費補助負担金	2,634,251	2,627,065	7,186
	(1) 普通建設事業費補助負担金	2,592,172	2,586,002	6,170
	(2) 災害復旧事業費補助負担金	42,079	41,063	1,016
3	国有提供施設等所在市町村助成交付金	28,340	27,540	800
4	施設等所在市町村調整交付金	7,200	7,000	200
5	交通安全対策特別交付金	64,240	67,241	△ 3,001
6	電源立地地域対策等交付金	125,821	127,361	△ 1,540
7	特定防衛施設周辺整備調整交付金	36,017	36,035	△ 18
8	石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,450	5,637	△ 187
	合 計	13,218,367	13,073,316	145,051

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、8兆8,607億円であり、前年度に比し、6,402億円(6.7%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一	一般会計債	48,587	47,619	968
1	公共事業等	16,601	16,389	212
2	公営住宅建設事業	1,141	1,126	15
3	災害復旧事業	711	647	64
4	教育・福祉施設等整備事業	3,395	3,359	36
	(1) 学校教育施設等	1,248	1,232	16
	(2) 社会福祉施設	381	376	5
	(3) 一般廃棄物処理	657	649	8
	(4) 一般補助施設等	569	562	7
	(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0
5	一般単独事業	21,474	20,543	931
	(1) 一般	4,362	4,351	11
	(2) 地域活性化	690	490	200
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設最適化	1,130	410	720
6	辺地及び過疎対策事業	4,120	4,110	10
	(1) 辺地対策	428	428	0
	(2) 過疎対策	3,692	3,682	10
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	1,000	△ 300
9	調整	100	100	0
公	営企業債	1,340	1,340	0
1	水道事業(上水道分)	347	385	△ 38
2	交通事業	315	346	△ 31
3	電気事業・ガス事業	0	2	△ 2
4	病院事業・介護サービス事業	678	607	71
臨	時財政対策債	37,880	45,250	△ 7,370
退	職手当債	800	800	0
合	計	88,607	95,009	△ 6,402

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成28年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 平成28年度地方債計画 (通常収支分)

		(単位 億円)		
区	分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債			
1	公共事業等	16,601	16,389	212
2	公営住宅建設事業	1,141	1,126	15
3	災害復旧事業	711	647	64
4	教育・福祉施設等整備事業	3,395	3,359	36
	(1) 学校教育施設等	1,248	1,232	16
	(2) 社会福祉施設	381	376	5
	(3) 一般廃棄物処理	657	649	8
	(4) 一般補助施設等	569	562	7
	(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0
5	一般単独事業	21,474	20,543	931
	(1) 一般	4,362	4,351	11
	(2) 地域活性化	690	490	200
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設最適化	1,130	410	720
6	辺地及び過疎対策事業	4,665	4,565	100
	(1) 辺地対策	465	465	0
	(2) 過疎対策	4,200	4,100	100
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	1,000	△ 300
9	調整	100	100	0
	計	49,132	48,074	1,058
二	公営企業債			
1	水道事業	4,473	4,334	139
2	工業用水道事業	222	178	44
3	交通事業	1,654	1,786	△ 132
4	電気事業・ガス事業	178	164	14
5	港湾整備事業	461	544	△ 83
6	病院事業・介護サービス事業	4,434	4,116	318
7	市場事業・と畜場事業	458	2,096	△ 1,638
8	地域開発事業	699	805	△ 106
9	下水道事業	11,597	10,981	616
10	観光その他事業	94	114	△ 20
	計	24,270	25,118	△ 848
	合計	73,402	73,192	210

区 分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
三 臨時財政対策債	37,880	45,250	△ 7,370
四 退職手当債	800	800	0
五 国の予算等貸付金債	(302)	(345)	(△ 43)
総 計	(302)	(345)	(△ 43)
	112,082	119,242	△ 7,160
内訳 { 普 通 会 計 分	88,607	95,009	△ 6,402
{ 公 営 企 業 会 計 等 分	23,475	24,233	△ 758
資 金 区 分			
公 的 資 金	46,115	49,578	△ 3,463
財 政 融 資 資 金	28,076	30,381	△ 2,305
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	18,039	19,197	△ 1,158
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(302)	(345)	(△ 43)
民 間 等 資 金	65,967	69,664	△ 3,697
市 場 公 募	36,900	40,000	△ 3,100
銀 行 等 引 受	29,067	29,664	△ 597

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として44億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案するとともに、東日本大震災による減免額12億円を減額計上して、前年度に比し、203億円の増加を見込み、1兆6,247億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、954億円の増加を見込み、4兆1,643億円を計上している。

9 復旧・復興事業一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、復旧・復興事業一般財源充当分として、79億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

10 全国防災事業一般財源充当分

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、全国防災事業一般財源充当分として、589億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、85兆7,593億円であり、前年度に比し、4,883億円（0.6%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	(単位 億円)				
	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)	
I 給 与 関 係 経 費	203,274	203,351	△ 77	△	0.0
1 給与費(退職手当を除く)	185,682	185,145	537		0.3
(7) 義務教育教職員	56,326	56,659	△ 333	△	0.6
(4) 警察関係職員	23,251	23,045	206		0.9
(9) 消防職員	12,248	12,298	△ 50	△	0.4
(エ) 一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	93,857	93,143	714		0.8
2 退職手当	17,467	18,060	△ 593	△	3.3
3 恩給費	125	146	△ 21	△	14.4
II 一 般 行 政 経 費	357,931	350,589	7,342		2.1
1 国庫補助負担金を伴う もの	190,004	185,490	4,514		2.4
(7) 生活保護費	38,796	38,695	101		0.3
(4) 児童保護費	5,226	4,424	802		18.1
(9) 障害者自立支援給付費	24,491	23,646	845		3.6
(エ) 後期高齢者医療給付費	24,527	24,196	331		1.4
(4) 介護給付費	25,831	25,386	445		1.8
(7) 児童手当等交付金	20,314	20,354	△ 40	△	0.2
(キ) 子どものための教育・ 保育給付費負担金	12,856	11,860	996		8.4
(9) その他の一般行政経費	37,963	36,929	1,034		2.8
2 国庫補助負担金を伴わない もの	140,374	139,964	410		0.3
3 国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	15,053	15,135	△ 82	△	0.5
4 まち・ひと・しごと創生 事業費	10,000	10,000	0		0.0
5 重点課題対応分	2,500	-	2,500		皆増
III 地域経済基盤強化・雇用等対策費	4,450	8,450	△ 4,000	△	47.3
IV 公 債 費	128,051	129,512	△ 1,461	△	1.1
V 維 持 補 修 費	12,198	11,601	597		5.1
VI 投 資 的 経 費	112,046	110,010	2,036		1.9
1 直轄事業負担金	5,677	5,755	△ 78	△	1.4
2 公 共 事 業 費	52,028	51,497	531		1.0
(7) 普通建設事業費	51,453	50,934	519		1.0
(4) 災害復旧事業費	575	563	12		2.1
(直轄、補助事業計)	57,705	57,252	453		0.8

区 分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
3 一 般 事 業 費	27,713	27,446	267	1.0
(7) 普 通 建 設 事 業 費	27,343	27,076	267	1.0
(4) 災 害 復 旧 事 業 費	370	370	0	0.0
4 特 別 事 業 費	26,628	25,312	1,316	5.2
(7) 過 疎 対 策 事 業 費	10,454	10,352	102	1.0
(4) 地 域 活 性 化 事 業 費	689	475	214	45.1
(7) 旧 合 併 特 例 事 業 費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(カ) 施 設 整 備 事 業 費 (一 般 財 源 化 分)	935	935	0	0.0
(ハ) 緊 急 防 災 ・ 滅 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公 共 施 設 等 最 適 化 事 業 費 (地方単独事業計)	2,000	1,000	1,000	100.0
	54,341	52,758	1,583	3.0
VII 公 営 企 業 繰 出 金	25,143	25,397	△ 254	△ 1.0
1 収 益 勘 定 繰 出 金	11,776	12,033	△ 257	△ 2.1
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,367	13,364	3	0.0
VIII 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費 歳 出 合 計	14,500	13,800	700	5.1
	857,593	852,710	4,883	0.6

第10表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 給 与 関 係 経 費	△ 77	△ 67	(7) 生 活 保 護 費	101	25
1 給 与 費 (退職手当を除く)	537	547	(イ) 児 童 保 護 費	802	401
(7) 給与改定による増減	1,671	1,536	(ウ) 障害者自立支援給付費	845	423
(4) 昇給・新陳代謝等による増減	△ 487	△ 463	(エ) 後期高齢者医療給付費	331	268
(7) 職員数による増減	△ 258	△ 193	(オ) 介 護 給 付 費	445	445
(エ) 特別職の給与改定等による増減	△ 16	△ 16	(カ) 児童手当等交付金	△ 40	△ 18
(オ) そ の 他	△ 373	△ 317	(キ) 子どものための教育 ・保育給付費負担金	996	498
(a) 共済組合負担金の改定による増減	△ 717	△ 717	(ク) その他の一般行政経費	1,034	977
(b) 再任用短時間勤務職員による増減	17	17	2 国庫補助負担金を伴わないもの	410	410
(c) そ の 他	327	383	(7) 一 般 行 政 経 費	410	410
2 退 職 手 当	△ 593	△ 593	(イ) 追 加 財 政 需 要	0	0
3 恩 給 費	△ 21	△ 21	3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	△ 82	△ 82
II 一 般 行 政 経 費	7,342	5,847	4 まち・ひと・しごと創生事業費	0	0
1 国庫補助負担金等を伴うもの	4,514	3,019	5 重点課題対応分	2,500	2,500
			III 地域経済基盤強化・雇用等対策費	△ 4,000	△ 4,000
			IV 公 債 費	△ 1,461	△ 1,461
			V 維 持 補 修 費	597	597

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
VI 投資的経費	2,036	1,964	3 一般事業費	267	267
1 直轄事業負担金	△ 78	△ 78	(ア) 普通建設事業費	267	267
(ア) 治水治水	△ 19	△ 19	(イ) 災害復旧事業費	0	0
(イ) 道路整備	80	80	4 特別事業費	1,316	1,316
(ウ) 農業農村整備	29	29	(ア) 過疎対策事業費	102	102
(エ) その他	△ 168	△ 168	(イ) 地域活性化事業費	214	214
2 公共事業費	531	459	(ウ) 旧合併特例事業費	0	0
(ア) 普通建設事業費	519	457	(エ) 防災対策事業費	0	0
(a) 治水治水	24	17	(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	0
(b) 道路整備	146	68	(カ) 緊急防災・減災事業費	0	0
(c) 港湾空港鉄道等	△ 36	△ 30	(キ) 公共施設等最適化事業費	1,000	1,000
(d) 住宅都市環境	109	53	(地方単独事業計)	1,583	1,583
(e) 生活環境施設整備	△ 226	△ 152	VII 公営企業繰出金	△ 254	△ 254
(f) 農林水産基盤整備	488	204	1 収益勘定繰出金	△ 257	△ 257
(g) 社会資本総合整備	226	143	2 資本勘定繰出金	3	3
(h) 推進費等	△ 239	△ 122	VIII 地方交付税の不交付団体	700	700
(i) 国庫負担かさ上げ	0	175	における平均水準を超える必要経費		
(j) その他	27	101	歳出増減額の合計	4,883	3,326
(イ) 災害復旧事業費(直轄、補助事業計)	453	381			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成28年度		平成27年度	
	計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費	203,274	23.7	203,351	23.8
2 一般行政経費	357,931	41.8	350,589	41.1
3 地域経済基盤強化・雇用等対策費	4,450	0.5	8,450	1.0
4 公債費	128,051	14.9	129,512	15.2
5 維持補修費	12,198	1.4	11,601	1.4
6 投資的経費	112,046	13.1	110,010	12.9
7 公営企業繰出金	25,143	2.9	25,397	3.0
8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	14,500	1.7	13,800	1.6
歳出合計	857,593	100.0	852,710	100.0

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

- | | |
|----------------------------|------------|
| ① 社会保障施策に要する経費 | 19兆4,603億円 |
| ② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付 | 13兆1,568億円 |

(2) (1)に対応する地方の歳入

平成26年4月1日から引き 上げられた地方消費税分	消費税の地方 交付税法定率分	計
1兆9,987億円	3兆8,323億円	5兆8,310億円

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は20兆3,274億円であり、前年度に比し、77億円（0.0%）減少している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、4,900人の純減としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1) 給与費（退職手当を除く）

給与費（退職手当を除く。以下同じ。）の総額は18兆5,682億円であり、前年度に比し、537億円（0.3%）増加している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆6,326億円となり、前年度に比し、333億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員（警察官及び警察事務職員）の給与費は2兆3,251億円であり、前年度に比し、206億円増加している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆2,248億円であり、前年度に比し、50億円減少している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は9兆3,857億円であり、前年度に比し、714億円増加している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は1兆7,467億円であり、前年度に比し、593億円（3.3%）減少している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は125億円であり、前年度に比し、21億円（14.4%）減少している。

第12表 職員数の増減状況

職員区分	(単位 人)		
	平成27年度 計画人員	増減数	平成28年度 計画人員
1 義務教育教職員	695,276	△ 3,142	692,134
(1) 小学校教職員	411,679	△ 1,846	409,833
(2) 中学校教職員	240,039	△ 1,966	238,073
(3) 特別支援学校教職員	43,558	670	44,228
2 非義務教育教員	236,616	△ 115	236,501
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	212,454	364	212,818
(2) 大学教員	1,471	△ 258	1,213
(3) 幼稚園教員	22,691	△ 221	22,470
3 警察官	253,100	994	254,094
4 消防職員	158,327	-	158,327
5 一般職員	966,838	△ 2,637	964,201
(1) 高校事務職員等	33,675	△ 80	33,595
(2) 警察事務職員	24,248	△ 46	24,202
(3) その他一般職員	905,912	△ 2,458	903,454
うち民間委託等推進分		△ 201	
(4) 補助職員等	3,003	△ 53	2,950
合 計	2,310,157	△ 4,900	2,305,257

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、35兆7,931億円であり、前年度に比し、7,342億円（2.1%）増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、19兆4億円であり、前年度に比し、4,514億円（2.4%）増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	平成28年度(A)			平成27年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A) - (B)			
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
(内閣府所管)										
都道府県警察費補助金	31,795	26,330	58,125	31,050	26,628	57,678	745 △	298	447	
子どものための教育・保育給付費負担金	642,818	642,818	1,285,636	592,991	592,991	1,185,982	49,827	49,827	99,654	
児童手当等交付金	1,415,471	615,978	2,031,449	-	-	-	1,415,471	615,978	2,031,449	
地方創生推進交付金	58,432	58,432	116,864	-	-	-	58,432	58,432	116,864	
その他	160,145	210,554	370,699	76,240	42,260	118,500	83,905	168,294	252,199	
内閣府計	2,308,661	1,554,112	3,862,773	700,281	661,879	1,362,160	1,608,380	892,233	2,500,613	
(総務省所管)										
市町村合併体制整備費補助金	788	-	788	2,360	-	2,360 △	1,572	- △	1,572	
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,895	4,895	9,790	4,898	4,898	9,796 △	3 △	3 △	6	
個人番号カード交付事業費補助金等	13,887	-	13,887	48,324	-	48,324 △	34,437	- △	34,437	
その他	74,258	1,638	75,896	84,619	6,646	91,265 △	10,361 △	5,008 △	15,369	
総務省計	93,828	6,533	100,361	140,201	11,544	151,745 △	46,373 △	5,011 △	51,384	
(法務省所管)										
人権啓発活動等委託費等	1,970	-	1,970	2,073	-	2,073 △	103	- △	103	
(文部科学省所管)										
特別支援教育就学奨励費負担金	6,361	6,361	12,722	6,318	6,318	12,636	43	43	86	
幼稚園就園奨励費補助金	32,272	64,770	97,042	32,341	67,625	99,966 △	69 △	2,855 △	2,924	
私立高等学校等経常費助成費補助金	99,613	-	99,613	99,322	-	99,322	291	-	291	
高等学校等就学支援金交付金	143,313	-	143,313	150,519	-	150,519 △	7,206	- △	7,206	
その他	85,453	95,319	180,772	73,185	76,659	149,844	12,268	18,660	30,928	
文部科学省計	367,012	166,450	533,462	361,685	150,602	512,287	5,327	15,848	21,175	
(厚生労働省所管)										
保健事業費等補助金	25,860	24,314	50,174	23,937	22,595	46,532	1,923	1,719	3,642	
結核医療費負担金	3,539	1,396	4,935	3,748	1,456	5,204 △	209 △	60 △	269	
精神保健費等負担金	7,434	3,687	11,121	7,129	3,461	10,590	305	226	531	
生活扶助費等負担金	1,472,621	490,809	1,963,430	1,486,559	495,458	1,982,017 △	13,938 △	4,649 △	18,587	
医療扶助費等負担金	1,367,103	455,701	1,822,804	1,345,462	448,487	1,793,949	21,641	7,214	28,855	
介護扶助費等負担金	70,006	23,335	93,341	70,165	23,388	93,553 △	159 △	53 △	212	
身体障害者保護費負担金	1,817	1,777	3,594	1,572	1,542	3,114	245	235	480	
障害者自立支援給付費等負担金	1,224,565	1,224,565	2,449,130	1,182,297	1,182,297	2,364,594	42,268	42,268	84,536	
後期高齢者医療給付費等負担金	6,293	2,446,379	2,452,672	-	2,419,593	2,419,593	6,293	26,786	33,079	
介護給付費負担金	-	2,583,069	2,583,069	-	2,538,557	2,538,557	-	44,512	44,512	
在宅福祉事業費補助金	2,728	4,946	7,674	2,807	5,095	7,902 △	79 △	149 △	228	
児童保護費等負担金	115,522	115,522	231,044	109,178	109,178	218,356	6,344	6,344	12,688	
児童手当等交付金	-	-	-	1,417,664	617,783	2,035,447 △	1,417,664 △	617,783 △	2,035,447	
児童扶養手当給付費負担金	174,542	349,083	523,625	171,746	343,491	515,237	2,796	5,592	8,388	
保険基盤安定等負担金	171,570	215,641	387,211	132,110	216,210	348,320	39,460 △	569	38,891	

区 分	平成28年度(A)			平成27年度(B)			増減額(A) - (B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
職業転換訓練費負担金	1,308	1,308	2,616	1,482	1,482	2,964 △	174 △	174 △	348
臨時福祉給付金給付事業費補助金	66,000	-	66,000	132,000	-	132,000 △	66,000	- △	66,000
その他の	860,178	664,843	1,525,021	896,952	780,106	1,677,058 △	36,774 △	115,263 △	152,037
厚生労働省計 (農林水産省所管)	5,571,086	8,606,375	14,177,461	6,984,808	9,210,179	16,194,987 △	1,413,722 △	603,804 △	2,017,526
家畜伝染病予防費負担金	2,308	1,775	4,083	2,308	1,775	4,083	0	0	0
中山間地域等直接支払交付金	26,000	27,608	53,608	28,475	30,236	58,711 △	2,475 △	2,628 △	5,103
多面的機能支払交付金	46,751	46,751	93,502	45,299	45,299	90,598	1,452	1,452	2,904
その他の	41,711	5,986	47,697	53,152	12,983	66,135 △	11,441 △	6,997 △	18,438
農林水産省計 (経済産業省所管)	116,770	82,120	198,890	129,234	90,293	219,527 △	12,464 △	8,173 △	20,637
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	82	1	83	96	1	97 △	14	0 △	14
その他の	13,268	706	13,974	13,203	692	13,895	65	14	79
経済産業省計 (国土交通省所管)	13,350	707	14,057	13,299	693	13,992	51	14	65
地籍調査費負担金	6,800	6,800	13,600	10,631	10,631	21,262 △	3,831 △	3,831 △	7,662
その他の	9,697	7,964	17,661	10,596	8,442	19,038 △	899 △	478 △	1,377
国土交通省計 (環境省所管)	16,497	14,764	31,261	21,227	19,073	40,300 △	4,730 △	4,309 △	9,039
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等 (防衛省所管)	66,848	40,445	107,293	53,479	25,355	78,834	13,369	15,090	28,459
募集事務地方公共団体委託費等	149	-	149	149	-	149	0	-	0
合 計	8,556,171	10,471,506	19,027,677	8,406,436	10,169,618	18,576,054	149,735	301,888	451,623
補助職員等の組替えによる減	△ 27,253	- △	27,253 △	27,089	- △	27,089 △	164	- △	164
再 計	8,528,918	10,471,506	19,000,424	8,379,347	10,169,618	18,548,965	149,571	301,888	451,459

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、14兆374億円であり、前年度に比し、410億円(0.3%)増加している。

また、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,178億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,597億円、都道府県調整交付金6,685億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,771億円を合算した1兆5,053億円であり、前年度に比し、82億円（0.5%）減少している。

(4) まち・ひと・しごと創生事業費

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度に創設されたまち・ひと・しごと創生事業費について、前年度同額の1兆円を計上している。

(5) 重点課題対応分

地方の重点課題に取り組むために必要な経費について、新たに2,500億円を計上している。

ア 自治体情報システム構造改革推進事業	1,500億円
イ 高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進	500億円
ウ 森林吸収源対策等の推進	500億円

3 地域経済基盤強化・雇用等対策費

地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業を含め、地域経済基盤強化・雇用等対策に必要な経費は、前年度に比し、4,000億円（47.3%）の減少を見込み、4,450億円を計上している。

4 公 債 費

地方債の元利償還金は、12兆8,051億円（元金償還金10兆9,776億円、利払費1兆8,275億円）であり、前年度に比し、1,461億円（1.1%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、平成28年度末の地方債現在高は142兆9,360億円と見込まれ、前年度末に比し、2兆2,061億円（1.5%）減少する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成28年度償還金(A)			平成27年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元金	利子	計	元金	利子	計	元金	利子	計
109,776	18,275	128,051	109,892	19,620	129,512	△ 116	△ 1,345	△ 1,461

(参考表)

地方債見込現在高

(単位 億円)

平成27年度 末現在高 (A)	平成28年度		平成28年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増減額 (D)-(A)
	発行額 (B)	償還額 (C)		
1,451,421	88,940	111,001	1,429,360	△ 22,061

(注) 東日本大震災分の地方債を含む。

5 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆2,198億円であり、前年度に比し、597億円(5.1%)増加している。

6 投資的経費

投資的経費の総額は、11兆2,046億円であり、前年度に比し、2,036億円(1.9%)増加している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは5兆4,341億円を計上しており、前年度に比し、1,583億円(3.0%)増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、5,677億円であり、前年度に比し、78億円(1.4%)減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、5兆2,028億円であり、前年度に比し、531億円(1.0%)増加している。このうち、普通建設事業費は、5兆1,453億円で、前年度に比し、519億円(1.0%)増加しており、災害復旧事業費は、575億円で、前年度に比し、12億円(2.1%)増加している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	平成28年度 (A)			計
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	
1 治 水	561,726	118,793	26,033	706,552
河 川	329,289	66,218	-	395,507
砂 防	73,182	24,794	-	97,976
ダ ム	159,255	27,781	26,033	213,069
2 治 山	8,021	3,044	-	11,065
3 海 岸	19,974	6,336	-	26,310
農 林	2,090	863	-	2,953
運 輸	6,877	2,579	-	9,456
建 設	11,007	2,894	-	13,901
4 道 路 整 備	1,263,803	299,350	-	1,563,153
5 港 湾	107,159	54,168	460	161,787
6 空 港	133,066	8,280	-	141,346
7 都 市 環 境	19,848	1,129	-	20,977
8 農 業 農 村 整 備	118,353	19,928	-	138,281
9 森 林 水 産 基 盤	11,554	3,870	-	15,424
10 災 害 関 連	4,553	1,687	-	6,240
11 災 害 復 旧	8,906	4,165	59	13,130
河 川 等	7,516	3,617	59	11,192
港 湾	361	128	-	489
道 路	707	330	-	1,037
山 林 施 設 等	322	90	-	412
12 推 進 費 等	9,473	3,020	-	12,493
計 (a)	2,266,436	523,770	26,552	2,816,758
既往年度における農業農村整備負担金等	-	43,953	-	43,953
総 計 (計画計上分)	2,266,436	567,723	26,552	2,860,711

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (b)	9,072	9,031	2,820	20,923
(a) + (b)	2,275,508	532,801	29,372	2,837,681

- (注) 1 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平成 27 年 度 (B)				増 減 額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
565,160	120,682	18,206	704,048	△ 3,434	△ 1,889	7,827	2,504
339,389	70,289	-	409,678	△ 10,100	△ 4,071	-	△ 14,171
72,286	24,331	-	96,617	896	463	-	1,359
153,485	26,062	18,206	197,753	5,770	1,719	7,827	15,316
25,319	3,043	-	28,362	△ 17,298	1	-	△ 17,297
20,473	6,206	-	26,679	△ 499	130	-	△ 369
2,442	838	-	3,280	△ 352	25	-	△ 327
6,920	2,532	-	9,452	△ 43	47	-	4
11,111	2,836	-	13,947	△ 104	58	-	△ 46
1,277,750	291,326	-	1,569,076	△ 13,947	8,024	-	△ 5,923
103,563	51,209	738	155,510	3,596	2,959	△ 278	6,277
106,415	6,475	-	112,890	26,651	1,805	-	28,456
19,337	1,543	-	20,880	511	△ 414	-	97
109,971	16,985	-	126,956	8,382	2,943	-	11,325
14,237	4,105	-	18,342	△ 2,683	△ 235	-	△ 2,918
3,726	1,264	-	4,990	827	423	-	1,250
7,845	3,659	56	11,560	1,061	506	3	1,570
6,540	3,101	56	9,697	976	516	3	1,495
341	156	-	497	20	△ 28	-	△ 8
707	330	-	1,037	0	0	-	0
257	72	-	329	65	18	-	83
11,363	2,981	-	14,344	△ 1,890	39	-	△ 1,851
2,265,159	509,478	19,000	2,793,637	1,277	14,292	7,552	23,121
-	66,016	-	66,016	-	△ 22,063	-	△ 22,063
2,265,159	575,494	19,000	2,859,653	1,277	△ 7,771	7,552	1,058
<hr/>							
11,493	8,077	2,049	21,619	△ 2,421	954	771	△ 696
2,276,652	517,555	21,049	2,815,256	△ 1,144	15,246	8,323	22,425

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成28年度(A)			平成27年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	72,017	73,279	145,296	71,284	71,594	142,878	733	1,685	2,418
(2) 道路整備	71,676	58,363	130,039	63,825	51,569	115,394	7,851	6,794	14,645
(3) 港湾空港鉄道等	19,727	62,526	82,253	20,336	65,488	85,824 △	609 △	2,962 △	3,571
(4) 住宅都市環境	39,333	39,010	78,343	33,733	33,735	67,468	5,600	5,275	10,875
(5) 生活環境施設整備	39,697	70,789	110,486	47,170	85,950	133,120 △	7,473 △	15,161 △	22,634
(6) 農林水産基盤整備	288,069	218,401	506,470	259,635	198,015	457,650	28,434	20,386	48,820
(7) 社会資本総合整備	1,521,441	1,720,172	3,241,613	1,513,155	1,705,884	3,219,039	8,286	14,288	22,574
(8) 推進費等	41,725	40,233	81,958	53,415	52,446	105,861 △	11,690 △	12,213 △	23,903
(9) 災害関連	7,258	5,475	12,733	11,005	7,832	18,837 △	3,747 △	2,357 △	6,104
小計	2,100,943	2,288,248	4,389,191	2,073,558	2,272,513	4,346,071	27,385	15,735	43,120
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	28,636 △	28,636	-	46,158 △	46,158	- △	17,522	17,522	-
計 (a)	2,129,579	2,259,612	4,389,191	2,119,716	2,226,355	4,346,071	9,863	33,257	43,120

(注) 推進費等の平成28年度の額には、地方創生整備推進交付金分(国庫補助負担額等41,568百万円、地方負担額40,413百万円)を含む。

区 分	(単位 百万円)								
	平成28年度(A)			平成27年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
2 その他公共									
(1) 文教施設	93,852	99,413	193,265	94,848	87,931	182,779 △	996	11,482	10,486
(2) 厚生労働施設	99,466	71,366	170,832	89,861	65,787	155,648	9,605	5,579	15,184
(3) 小笠原諸島振興開発事業	914	2,851	3,765	909	4,833	5,742	5 △	1,982 △	1,977
(4) 防衛施設運営等関連施設	46,628	16,844	63,472	46,210	15,315	61,525	418	1,529	1,947
(5) 都道府県警察施設	25,806	25,806	51,612	25,944	25,944	51,888 △	138 △	138 △	276
(6) 消防施設等	1,437	2,028	3,465	1,578	2,183	3,761 △	141 △	155 △	296
(7) 過疎地域集落整備事業	150	210	360	110	150	260	40	60	100
(8) 防災集団移転促進事業等	44	15	59	44	15	59	0	0	0
(9) 農村振興対策事業	19,946	7,770	27,716	20,168	6,981	27,149 △	222	789	567
(10) その他	174,225	67,291	241,516	186,433	72,115	258,548 △	12,208 △	4,824 △	17,032
小計	462,468	293,594	756,062	466,105	281,254	747,359 △	3,637	12,340	8,703
(11) 新産業都市等に対する国庫負担かさ上げ額	125 △	125	-	181 △	181	- △	56	56	-
計 (b)	462,593	293,469	756,062	466,286	281,073	747,359 △	3,693	12,396	8,703
合計(a)+(b) (c)	2,592,172	2,553,081	5,145,253	2,586,002	2,507,428	5,093,430	6,170	45,653	51,823

区 分	平成28年度(A)			平成27年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	41,724	15,197	56,921	40,686	15,017	55,703	1,038	180	1,218
(2) 文教施設	355	179	534	377	188	565△	22△	9△	31
計 (d)	42,079	15,376	57,455	41,063	15,205	56,268	1,016	171	1,187
総計 (c) + (d)	2,634,251	2,568,457	5,202,708	2,627,065	2,522,633	5,149,698	7,186	45,824	53,010

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、2兆7,713億円を計上しており、前年度に比し、267億円（1.0%）増加している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として2兆7,343億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成27年発生災害及び現年発生災害に係る平成28年度における復旧事業費として370億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実等を推進するための特別事業費の総額は、2兆6,628億円を計上しており、前年度に比し、1,316億円（5.2%）増加している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として1兆454億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創造に資する事業等を実施するため、地域活性化事業費として689億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）」及び「市町村の合併の特例に関する法律（現行合併特例法）」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として6,602億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ 施設整備事業費（一般財源化分）

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費（一般財源化分）として935億円を計上している。

カ 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ 公共施設等最適化事業費

公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の集約化・複合化、転用、除却を実施するため、公共施設等最適化事業費として2,000億円を計上している。

7 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆5,143億円であり、前年度に比し、254億円（1.0%）減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆5,905億円であり、前年度に比し、342億円（2.1%）減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆1,776億円であり、前年度に比し、257億円（2.1%）減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分			平成28年度(A)	平成27年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水	道	事業	263	261	2
2	交	通	事業	285	267	18
3	病	院	事業	4,724	4,674	50
4	下	水	道	5,524	5,818	△ 294
5	そ	の	他	980	1,013	△ 33
	合	計		11,776	12,033	△ 257

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆3,367億円であり、前年度に比し、3億円（0.0%）増加している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)		
区	分			平成28年度(A)	平成27年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水	道	事業	610	554	56
2	交	通	事業	374	440	△ 66
3	病	院	事業	2,611	2,589	22
4	下	水	道	9,348	9,339	9
5	そ	の	他	424	442	△ 18
	合	計		13,367	13,364	3

8 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、700億円（5.1％）の増加を見込み、1兆4,500億円を計上している。

（三） 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、30兆4,155億円であり、前年度に比し、5,065億円（1.7％）増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係（義務教育職員給与費を含む。）で25兆2,128億円（前年度比4,535億円、1.8％増）、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆1,453億円（前年度比519億円、1.0％増）、災害復旧事業費で575億円（前年度比12億円、2.1％増）である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	平成28年度(A)			平成27年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
A 普通補助負担金等関係									
1 内閣府所管	2,308,661	1,554,112	3,862,773	700,281	661,879	1,362,160	1,608,380	892,233	2,500,613
2 総務省所管	93,828	6,533	100,361	140,201	11,544	151,745 △	46,373 △	5,011 △	51,384
3 法務省所管	1,970	-	1,970	2,073	-	2,073 △	103	-△	103
4 外務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 財務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 文部科学省所管	367,012	166,450	533,462	361,685	150,602	512,287	5,327	15,848	21,175
7 厚生労働省所管	5,571,086	8,606,375	14,177,461	6,984,808	9,210,179	16,194,987 △1,413,722 △	603,804 △2,017,526		
8 農林水産省所管	116,770	82,120	198,890	129,234	90,293	219,527 △	12,464 △	8,173 △	20,637
9 経済産業省所管	13,350	707	14,057	13,299	693	13,992	51	14	65
10 国土交通省所管	16,497	14,764	31,261	21,227	19,073	40,300 △	4,730 △	4,309 △	9,039
11 環境省所管	66,848	40,445	107,293	53,479	25,355	78,834	13,369	15,090	28,459
12 防衛省所管	149	-	149	149	-	149	0	-	0
小計(1～12)	8,556,171	10,471,506	19,027,677	8,406,436	10,169,618	18,576,054	149,735	301,888	451,623
13 義務教育職員給与費	1,527,058	4,658,015	6,185,073	1,528,404	4,654,804	6,183,208 △	1,346	3,211	1,865
計(1～13)	10,083,229	15,129,521	25,212,750	9,934,840	14,824,422	24,759,262	148,389	305,099	453,488
B 公共事業費補助負担金関係									
1 普通建設事業費	2,592,172	2,553,081	5,145,253	2,586,002	2,507,428	5,093,430	6,170	45,653	51,823
2 災害復旧	42,079	15,376	57,455	41,063	15,205	56,268	1,016	171	1,187
計(1～2)	2,634,251	2,568,457	5,202,708	2,627,065	2,522,633	5,149,698	7,186	45,824	53,010
総計(A+B)	12,717,480	17,697,978	30,415,458	12,561,905	17,347,055	29,908,960	155,575	350,923	506,498

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	9,084,575	12,684,359	21,768,934
地方財政法第10条の2関係経費	747,186	601,896	1,349,082
地方財政法第10条の3関係経費	42,340	14,630	56,970
地方財政法第34条関係経費	1	-	1
総計	9,874,102	13,300,885	23,174,987

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,527,058	3,054,116	4,581,174
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	49,384	44,541	93,924
	4 生活保護に要する経費	2,909,731	969,846	3,879,576
	5 感染症の予防に要する経費	4,916	2,771	7,687
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,167	1,167	2,335
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	138,159	133,875	272,033
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	438,161	438,161	876,321
	10 婦人相談所に要する経費	973	973	1,947
	11 知的障害者の援護に要する経費	654,390	654,390	1,308,780
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	6,293	2,446,379	2,452,672
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	2,686,107	2,686,107
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。)並びに里親に要する経費	282,530	282,530	565,059
	15 児童手当に要する経費	1,415,471	615,978	2,031,448
	16 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	171,687	148,860	320,547
	17 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,100	277	1,377
	18 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	39,004	13,001	52,005
	19 児童扶養手当に要する経費	174,542	349,083	523,625
	20 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	2,684	2,684	5,367
	21 家畜伝染病予防に要する経費	2,308	1,775	4,083
	22 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	197	197	393

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
23	森林病虫害等の防除に要する経費	670	652	1,322
24	国土交通大臣が定める特定計画又は 国土調査事業十箇年計画に基づく地 籍調査に要する経費	10,800	10,800	21,600
25	特別支援学校への就学奨励に要する 経費	6,361	6,361	12,721
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	670	670	1,340
27	消防庁長官の指示により出動した緊 急消防援助隊の活動に要する経費	10	-	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置及び緊急対処事態にお ける緊急対処保護措置に要する経費 並びにこれらに係る損失の補償若し くは実費の弁償、損害の補償又は損失 の補填に要する経費並びに国の機関 と共同して行う国民の保護のための 措置及び緊急対処保護措置につい ての訓練に要する経費	90	-	90
29	高等学校等就学支援金の支給に要する 経費	358,280	-	358,280
30	新型インフルエンザ等緊急事態にお ける臨時の医療施設における医療の 提供並びに埋葬及び火葬に要する経 費並びに新型インフルエンザ等対策 に係る損失の補償若しくは実費の弁 償又は損害の補償に要する経費	-	-	-
31	地域における医療及び介護の総合的 な確保の促進に関する基金への繰入 れに要する経費	108,521	54,261	162,782
32	指定難病に係る特定医療費の支給に 要する経費	114,830	114,830	229,660
33	子どものための教育・保育給付に要す る経費（地方公共団体の設置する教 育・保育施設に係るものを除く。）	642,818	642,818	1,285,637
34	生活困窮者自立相談支援事業に要す る経費及び生活困窮者住居確保給付 金の支給に要する経費	21,772	7,257	29,029
	計	9,084,575	12,684,359	21,768,934
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	747,186	601,896	1,349,082
	計	747,186	601,896	1,349,082
10の3	1 災害救助事業に要する経費	200	200	400
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に 要する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	42,000	14,290	56,290
	計	42,340	14,630	56,970
34	引揚者への援護に要する経費	1	-	1
	計	1	-	1

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、1兆7,799億円であり、前年度に比し、2,261億円（11.3%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	(単位 億円)			
		平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	震災復興特別交付税	4,802	5,898	△ 1,096	△ 18.6
II	一般財源充当分	79	-	79	皆増
III	国庫支出金	12,528	13,717	△ 1,189	△ 8.7
IV	地方債	331	355	△ 24	△ 6.8
V	雑収入	59	90	△ 31	△ 34.4
	歳入合計	17,799	20,060	△ 2,261	△ 11.3

第2表 歳入の構成比

区	分	(単位 億円)			
		平成28年度		平成27年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	震災復興特別交付税	4,802	27.0	5,898	29.4
2	一般財源充当分	79	0.4	-	-
3	国庫支出金	12,528	70.4	13,717	68.4
4	地方債	331	1.9	355	1.8
5	雑収入	59	0.3	90	0.4
	歳入合計	17,799	100.0	20,060	100.0

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、4,802億円であり、前年度に比し、1,096億円（18.6%）減少している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区 分	平成28年度 (A)	平成27年度			増 減 額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A) - (B)	対前年度 最終 (A) - (C)
当該年度震災復興 特別交付税の加算(a)	347,775	589,818	-	589,818	△ 242,043	△ 242,043
前年度からの年度 調 整 分(b)	132,400	-	-	-	132,400	132,400
合 計 (a)~(b)	480,175	589,818	-	589,818	△ 109,643	△ 109,643

2 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、79億円である。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、1兆2,528億円であり、前年度に比し、1,189億円(8.7%)減少している。国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
1 災 害 救 助 費 等 負 担 金	31,487	38,212	△ 6,725
2 災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業 費 補 助 金	565	1,056	△ 491
3 河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費 補 助	258,626	197,469	61,157
4 社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	105,436	117,132	△ 11,696
5 循 環 型 社 会 形 成 推 進 交 付 金	10,983	12,631	△ 1,648
6 東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金	111,281	256,686	△ 145,405
7 放 射 線 量 低 減 対 策 特 別 緊 急 事 業 費 補 助 金	232,966	176,009	56,957
8 中 小 企 業 組 合 等 共 同 施 設 等 災 害 復 旧 費 補 助 金	29,000	40,000	△ 11,000
9 福 島 再 生 加 速 化 交 付 金	101,151	105,570	△ 4,419
10 そ の 他	371,306	426,901	△ 55,595
合 計	1,252,801	1,371,666	△ 118,865

4 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、331億円であり、前年度に比し、24億円（6.8%）減少している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区	分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債	331	355	△ 24
1	公営住宅建設事業	323	345	△ 22
2	一般単独事業	8	10	△ 2
	一 般	8	10	△ 2
	合 計	331	355	△ 24

(2) 地方債計画

平成28年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 平成28年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

		(単位 億円)		
区	分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (A) - (B)
一	一般会計債			
1	公営住宅建設事業	323	345	△ 22
2	災害復旧事業	18	33	△ 15
3	一般単独事業	8	10	△ 2
二	公営企業債			
1	水道事業	1	2	△ 1
2	病院事業・介護サービス事業	0	1	△ 1
3	市場事業・と畜場事業	4	2	2
4	下水道事業	22	17	5
三	被災施設借換債	4	15	△ 11
四	国の予算等貸付金債	(15)	(20)	(△ 5)
	総 計	(15)	(20)	(△ 5)
		380	425	△ 45
内訳	普通会計分	331	355	△ 24
	公営企業会計等分	49	70	△ 21

資	金	区	分													
	公	的	資	金												
	財	政	融	資	資	金	259	290	△	31						
	地	方	公	共	団	体	金	融	機	構	資	金	121	135	△	14
							(15)	(20)	(△	5)			

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

5 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入、貸付金の回収金を59億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、1兆7,799億円であり、前年度に比し、2,261億円（11.3%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額		増 減 率	
			(A) - (B)	(%)	(%)	(%)
I 給 与 関 係 経 費	104	110	△	6	△	5.5
II 一 般 行 政 経 費	5,464	5,723	△	259	△	4.5
1 国庫補助負担金等を伴うもの	4,625	4,481		144		3.2
2 国庫補助負担金を伴わないもの	839	1,242	△	403	△	32.4
III 公 債 費	60	90	△	30	△	33.3
IV 投 資 的 経 費	12,024	13,874	△	1,850	△	13.3
1 直轄事業負担金	748	628		120		19.1
2 公共事業費	10,900	12,850	△	1,950	△	15.2
3 一般事業費	376	396	△	20	△	5.1
V 公 営 企 業 繰 出 金	147	263	△	116	△	44.1
歳 出 合 計	17,799	20,060	△	2,261	△	11.3

第7表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 給 与 関 係 経 費	△ 6	△ 6	III 公 債 費	△ 30	△ 30
1 職員数による増減	△ 6	△ 6	VI 投 資 的 経 費	△ 1,850	△ 409
2 その他	0	0	1 直轄事業負担金	120	120
II 一 般 行 政 経 費	△ 259	△ 511	2 公共事業費	△ 1,950	△ 509
1 国庫補助負担金等を伴うもの	144	△ 108	3 一般事業費	△ 20	△ 20
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 403	△ 403	V 公 営 企 業 繰 出 金	△ 116	△ 116
			歳 出 増 減 額 の 合 計	△ 2,261	△ 1,072

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	平成28年度		平成27年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給 与 関 係 経 費	104	0.6	110	0.5
2 一 般 行 政 経 費	5,464	30.7	5,723	28.5
3 公 債 費	60	0.3	90	0.5
4 投 資 的 経 費	12,024	67.6	13,874	69.2
5 公 営 企 業 繰 出 金	147	0.8	263	1.3
歳 出 合 計	17,799	100.0	20,060	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、104億円であり、前年度に比し、6億円(5.5%)減少している。

給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について前年度と同数の1,000人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、80億円を計上している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度に比し70人減員の290人を見込むことにより、24億円となり、前年度に比し、6億円減少している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、5,464億円であり、前年度に比し、259億円(4.5%)減少している。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、4,625億円であり、前年度に比し、144億円(3.2%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)											
	平成28年度(A)			平成27年度(B)			増減額(A) - (B)					
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計			
災害等廃棄物処理事業費補助金	565	63	628	1,056	117	1,173	△	491	△	54	△	545
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	232,966	-	232,966	176,009	-	176,009	56,957	-	-	-	56,957	
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	29,000	14,220	43,220	40,000	19,820	59,820	△	11,000	△	5,600	△	16,600
災害救助費等負担金	31,487	8,936	40,423	38,212	10,322	48,534	△	6,725	△	1,386	△	8,111
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	10,624	2,902	13,526	8,419	1,604	10,023	2,205	1,298	-	3,503		
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	8,308	-	8,308	22,900	-	22,900	△	14,592	-	△	14,592	
その他の	114,831	8,602	123,433	116,012	13,620	129,632	△	1,181	△	5,018	△	6,199
合計	427,781	34,723	462,504	402,608	45,483	448,091	25,173	△	10,760	△	14,413	

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、839億円であり、前年度に比し、403億円(32.4%)減少している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分169億円、条例減免分82億円、「東日本大震災復興特別区域法」等に基づく特例措置分110億円を合算した361億円を計上している。

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等478億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元金償還金は、60億円(元金償還金23億円、利払費37億円)であり、前年度に比し、30億円(33.3%)減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)											
平成28年度償還金(A)			平成27年度償還金(B)			増 減 額 (A) - (B)					
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計			
23	37	60	44	46	90	△	21	△	9	△	30

4 投資的経費

投資的経費の総額は、1兆2,024億円であり、前年度に比し、1,850億円（13.3%）減少している。

投資的経費の内訳は次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は748億円であり、前年度に比し、120億円（19.1%）増加している。

国の直轄事業費の内訳は第11表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1兆900億円であり、前年度に比し、1,950億円（15.2%）減少している。

公共事業費の内訳は、第12表のとおりである。

(3) 一般事業費

一般事業費は、376億円を計上しており、前年度に比し、20億円（5.1%）減少している。

第11表 直 轄 事 業 費 の 内 訳

区 分	平成28年度(A)			平成27年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計
	負担額	負担額		負担額	負担額		負担額	負担額	
河 川 改 修 費	5,142	2,571	7,713	4,589	2,295	6,884	553	276	829
地域連携道路事業費	174,841	56,957	231,798	145,957	42,407	188,364	28,884	14,550	43,434
港 湾 改 修 費	18,328	13,473	31,801	15,031	10,638	25,669	3,297	2,835	6,132
河川等災害復旧費	6,802	210	7,012	33,206	1,028	34,234	△ 26,404	△ 818	△ 27,222
そ の 他	31,676	1,558	33,234	76,019	6,479	82,498	△ 44,343	△ 4,921	△ 49,264
合 計	236,789	74,769	311,558	274,802	62,847	337,649	△ 38,013	11,922	△ 26,091

第12表 公 共 事 業 費 の 内 訳

区 分	平成28年度(A)			平成27年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計
	補助負担額等	負担額		補助負担額等	負担額		補助負担額等	負担額	
循環型社会形成推進交付金	10,983	18,358	29,341	12,631	21,499	34,130	△ 1,648	△ 3,141	△ 4,789
社会資本整備総合交付金	105,436	83,798	189,234	117,132	98,162	215,294	△ 11,696	△ 14,364	△ 26,060
東日本大震災復興交付金	111,281	21,837	133,118	256,686	50,037	306,723	△ 145,405	△ 28,200	△ 173,605
河川等災害復旧事業費補助	258,626	13,242	271,868	197,469	14,100	211,569	61,157	△ 858	60,299
福島再生加速化交付金	101,151	31,512	132,663	105,570	32,524	138,094	△ 4,419	△ 1,012	△ 5,431
そ の 他	235,379	98,415	333,794	277,418	101,735	379,153	△ 42,039	△ 3,320	△ 45,359
合 計	822,856	267,162	1,090,018	966,906	318,057	1,284,963	△ 144,050	△ 50,895	△ 194,945

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、147億円であり、前年度に比し、116億円（44.1%）減少している。事業別の内訳は第13表のとおりである。

第13表 公営企業繰出金の内訳

		(単位 億円)		
区	分	平成28年度(A)	平成27年度(B)	増減額(A)－(B)
1	水道事業	15	21	△ 6
2	下水道事業	128	240	△ 112
3	市場事業	3	1	2
4	ガス事業	1	1	0
	合 計	147	263	△ 116

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、1兆5,581億円であり、前年度に比し、1,820億円（10.5%）減少している。その内訳は、第14表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第15表のとおりである。

第14表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

		(単位 百万円)								
区	分	平成28年度(A)			平成27年度(B)			増減額(A)－(B)		
		国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
	災害救助費等負担金	31,487	8,936	40,423	38,212	10,322	48,534	△ 6,725	△ 1,386	△ 8,111
	災害等廃棄物処理事業費補助金	565	63	628	1,056	117	1,173	△ 491	△ 54	△ 545
	河川等災害復旧事業費補助	258,626	13,242	271,868	197,469	14,100	211,569	61,157	△ 858	60,299
	社会資本整備総合交付金	105,436	83,798	189,234	117,132	98,162	215,294	△ 11,696	△ 14,364	△ 26,060
	循環型社会形成推進交付金	10,983	18,358	29,341	12,631	21,499	34,130	△ 1,648	△ 3,141	△ 4,789
	東日本大震災復興交付金	111,281	21,837	133,118	256,686	50,037	306,723	△ 145,405	△ 28,200	△ 173,605
	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	232,966	-	232,966	176,009	-	176,009	56,957	-	56,957
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	29,000	14,220	43,220	40,000	19,820	59,820	△ 11,000	△ 5,600	△ 16,600
	福島再生加速化交付金	101,151	31,512	132,663	105,570	32,524	138,094	△ 4,419	△ 1,012	△ 5,431
	緊急雇用創出事業臨時特例交付金	8,308	-	8,308	22,900	-	22,900	△ 14,592	-	△ 14,592
	そ の 他	362,998	113,340	476,338	404,001	121,819	525,820	△ 41,003	△ 8,479	△ 49,482
	合 計	1,252,801	305,306	1,558,107	1,371,666	368,400	1,740,066	△ 118,865	△ 63,094	△ 181,959

**第15表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費**

1 総括表

区	分	国庫負担額	地方負担額	計
(単位 百万円)				
地方財政法第10条関係経費		2,438	4,577	7,015
地方財政法第10条の2関係経費		70,495	56,578	127,073
地方財政法第10条の3関係経費		445,790	31,126	476,917
地方財政法第34条関係経費		-	-	-
総	計	518,723	92,281	611,004

2 内訳表

地方財政法 条号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
(単位 百万円)				
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	2,165	4,330	6,495
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	-	-	-
	4 生活保護に要する経費	-	-	-
	5 感染症の予防に要する経費	-	-	-
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	-	-	-
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	-	-	-
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	-	-	-
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	-	-	-
	10 婦人相談所に要する経費	-	-	-
	11 知的障害者の援護に要する経費	-	-	-
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。)並びに里親に要する経費	-	-	-
	15 児童手当に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法
条 号

事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費	-	-	-
17 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	-	-	-
18 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	-	-	-
19 児童扶養手当に要する経費	-	-	-
20 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	-	-	-
21 家畜伝染病予防に要する経費	-	-	-
22 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	-	-	-
23 森林病虫害等の防除に要する経費	-	-	-
24 国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	247	247	494
25 特別支援学校への就学奨励に要する経費	-	-	-
26 公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	-	-	-
27 消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	26	-	26
28 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補填に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	-	-	-
29 高等学校等就学支援金の支給に要する経費	-	-	-
30 新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	-	-	-
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	-	-	-
33	子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）	-	-	-
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	-	-	-
	計	2,438	4,577	7,015
10の2 1～6	普通建設事業に要する経費	70,495	56,578	127,073
	計	70,495	56,578	127,073
10の3 1	災害救助事業に要する経費	31,487	8,936	40,423
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	400	400	800
3～9	災害復旧事業に要する経費	413,903	21,791	435,694
	計	445,790	31,126	476,917
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、1,310億円であり、前年度に比し、3,595億円（73.3%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第16表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第17表のとおりである。

第16表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

			(単位 億円)			
区	分		平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	地	方 税	720	708	12	1.7
II	一 般 財 源 充 当 分		589	275	314	114.2
III	国 庫 支 出 金		-	1,524	△ 1,524	皆減
IV	地 方 債		-	2,397	△ 2,397	皆減
V	雑 収 入		1	1	0	0.0
	歳 入 合 計		1,310	4,905	△ 3,595	△ 73.3

第17表 歳入の構成比

			(単位 億円)			
区	分		平成28年度		平成27年度	
			計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	地	方 税	720	55.0	708	14.4
2	一 般 財 源 充 当 分		589	45.0	275	5.6
3	国 庫 支 出 金		-	-	1,524	31.1
4	地 方 債		-	-	2,397	48.9
5	雑 収 入		1	0.0	1	0.0
	歳 入 合 計		1,310	100.0	4,905	100.0

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による収入見込額は、720億円であり、前年度に比し、12億円（1.7%）増加している。

2 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、589億円であり、前年度に比し、314億円（114.2%）増加している。

なお、平成28年度までの一般財源充当分の累計額は1,203億円である。

3 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入1億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、1,310億円であり、前年度に比し、3,595億円（73.3%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第18表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第19表のとおりであり、歳出の構成比は第20表のとおりである。

第18表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	(単位 億円)	
				増 減 率 (%)	
I 公 債 費	1,310	983	327	33.3	
II 投 資 的 経 費	-	3,922	△ 3,922	皆減	
1 直 轄 事 業 負 担 金	-	82	△ 82	皆減	
2 公 共 事 業 費	-	3,840	△ 3,840	皆減	
歳 出 合 計	1,310	4,905	△ 3,595	△ 73.3	

第19表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 公 債 費	327	327	II 投 資 的 経 費	△ 3,922	△ 2,397
			1 直 轄 事 業 負 担 金	△ 82	△ 82
			2 公 共 事 業 費	△ 3,840	△ 2,315
			歳 出 増 減 額 の 合 計	△ 3,595	△ 2,070

第20表 歳出の構成比

区 分	平成28年度		平成27年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 公 債 費	1,310	100.0	983	20.0
2 投 資 的 経 費	-	-	3,922	80.0
歳 出 合 計	1,310	100.0	4,905	100.0

(二) 歳出の概要

公 債 費

地方債の元利償還金は、1,310億円であり、前年度に比し、327億円（33.3%）増加している。
地方債の利子及び元金償還金は、第21表のとおりである。

第21表 地方債の利子及び元金償還金

平成28年度償還金(A)			平成27年度償還金(B)			(単位 億円)			
元	金	計	元	金	計	増	減	額	(A) - (B)
						元	金	利	子
1,203		1,310	871		983	332	△	5	327